

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるといふにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、社会保険未加入事業場への訪問勧誘員として就労していたところ、平成〇年〇月〇日、当日の業務を終え、会社から自転車で帰宅する途中、普通自動車と衝突し負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、C病院に受診し、「右膝内側側副靭帯損傷、頸椎捻挫」と診断され、以後、複数の医療機関で療養した結果、平成〇年〇月〇日治癒（症状固定）とされた。

請求人は、治癒後障害が残存するとして、監督署長に障害給付を請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害給付を支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、請求人に残存する障害は、「局部にがん固な神経症状を残すもの」であり、障害等級第12級に該当する旨主張するので、以下検討する。

(2) D医師は、平成○年○月○日付け診断書において、「右膝痛は残存し、術後よりの疼痛が右下腿後面に関連痛を残し」としている。

また、E医師は、平成○年○月○日付け意見書において、「右膝蓋部中心に神経症状」としている。

D医師及びE医師は、いずれも請求人の右膝部に疼痛による神経系統の障害が残存する旨述べており、当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、請求人に残存する障害は、右膝部の神経系統の障害であると判断する。

(3) F医師は、平成○年○月○日付け診断書において、請求人の病名は「外傷性末梢神経障害」と診断しているところ、G医師は、平成○年○月○日付け鑑定意見書において、同診断書、MRI検査報告書、請求人の膝部MRI画像、障害給付支給請求書、同裏面診断書、診療録等及び上記D医師診断書並びに上記E医師意見書を踏まえた上で、要旨、「請求人に残存する障害は、自覚症状が主であり末梢神経麻痺、著明な筋萎縮、骨萎縮、関節の拘縮及び皮膚の異常もないので、重度の障害の所見には当たらず、障害等級第14級を超えるものとはいえない。」と鑑定意見を述べている。

(4) 当審査会としては、G医師の鑑定意見は、請求人に係る医学的資料を総合的に検討した上での明確な意見であり、妥当なものと判断する。

(5) したがって、請求人に残存する障害は、障害等級第14級を超えるものとは認められない。

なお、請求人のその余の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

3 以上のおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害等級第14級に应ずる障害給付を支給する旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。